熊本県産畳表マスコットキャラクター使用基準（案）

（目的）

第1条　外国産との区別化、熊本県産畳表等の一層の普及・拡大を目的として定められた、「熊本県産畳表マスコットキャラクター」（以下「マスコットキャラクター」という）の適正な使用を確保するため、この使用基準を定める。

（図柄等）

第2条　マスコットキャラクターのデザイン及び縦・横の比率は、別図のとおりとする。

2　マスコットキャラクターを使用者がみだりに改変して使用することはできない。

3　マスコットキャラクター本体に係らない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。

4　併記する文字は、熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会（以下「協議会」という）の許諾を得たものに限る。

（マスコットキャラクターの商標権）

第3条　マスコットキャラクターに関する商標権（以下「本商標」という）は、八代地域農業協同組合が所有する。

2　熊本県内のいぐさ・畳表に関係のある生産、流通、販売機関及び行政機関等は使用基準に従って本商標を使用する権利を有する。

3　マスコットキャラクターの使用を協議会から許諾された者（通常使用権者）は、他人にこのマスコットキャラクターの通常使用権を譲渡し、又は貸与してはならない。

4　このマスコットキャラクターと誤認される類似のマスコットキャラクターは、使用または出願してはならない。

（マスコットキャラクターの使用申請承認）

第4条　マスコットキャラクターの使用を希望する者は、「様式1」により、協議会に申請しなければならない。

2　協議会は内容を審査のうえ、本使用基準に適合すると認めた申請については、許諾の回答をしなければならない。

3　ただし、マスコットキャラクターの使用申請及び使用に当たって協議会の会長は必要に応じ条件をつけることができるものとし、また、このマスコットキャラクターの使用の承認を受けたものが、この使用基準に違反した場合には、使用の取り消し及び是正のための措置をとることができる。

（使用申請の除外）

第5条　マスコットキャラクターを熊本県産畳表又は熊本県産いぐさ製品のPRのために作るポスター、チラシ、のぼり、名刺、HP等に表示する場合には、その団体等からの使用申請及び許諾の手続きを省略することができる。

（マスコットキャラクターの使用条件）

第6条　マスコットキャラクターは、県産いぐさを100％使用し、県内において加工されたいぐさ製品でかつ、製造者名又は生産者名が明記されている安全・安心な商品でなければ表示してはならない。

2　マスコットキャラクターは、熊本県産畳表又は熊本県産いぐさ製品のPRのために作られるポスター、チラシ、のぼり、名刺、HP等に表示することができる。

（マスコットキャラクターの使用期間）

第7条　許諾日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに使用者・許諾者いずれからも申し出がない場合は、1ヶ年自動延長するものとし、以降も同様とする。

（マスコットキャラクターの使用料）

第8条　マスコットキャラクターの使用料は、無料とする。

（使用者の義務）

第9条　マスコットキャラクターを使用するものは、関係法規を遵守するとともに、商標の有する経済的効用を自覚して、本使用基準を遵守する責務を有し、八代地域農業協同組合及び協議会に迷惑を及ぼさず、また、信義に反することがないように努めなければならない。

2　第三者が商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は直ちに協議会に通知するものとする。

3　第三者との係争、審判、訴訟等について協議会は、八代地域農業協同組合に全面的に協力して対処し、具体的措置の方法、費用の負担等については、協議会で協議して決定するものとする。

4　使用者は使用する商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、八代地域農業協同組合及び協議会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

5　協議会から要請がある場合は、マスコットキャラクターの使用実態を報告または使用商品等を提出しなければならない。

（マスコットキャラクターの適正使用）

第10条　マスコットキャラクターを表示する者がこの使用基準を遵守せずに、不正に使用した場合には、協議会の決議により、次の必要な措置を順次講ずることとする。

一　警告
二　使用承認取り消し
三　社名公表
四　訴訟

附　則　このマスコットキャラクターは、平成19年●月●日から使用できるものとする。
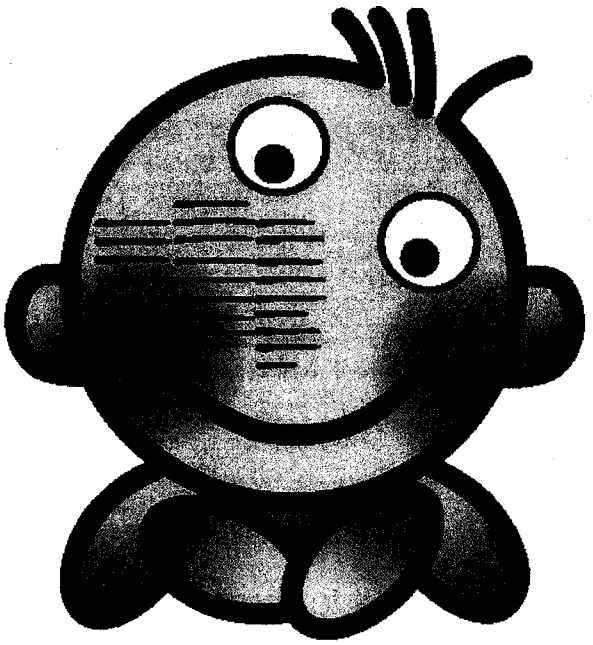
別　図